

令和6年1月12日

土木部監理課 入札・契約G

担 当 新田

内 線 5023

外 線 076-225-1712

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

(株)久米設計 東京都江東区潮見2-1-22

2 指名停止期間

令和6年1月12日から令和6年2月11日まで(1箇月)

3 指名停止事由

上記有資格業者の九州支社長は、宮崎県串間市が発注した市消防庁舎新築工事における設計業務の入札をめぐり、令和5年11月16日、公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2第12号に該当すると認められるため、指名停止とする。(土木部入札審査委員会決定)

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2(贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 12 次のア又はイに掲げる者が、前号に掲げる区域外の他の公共機関の工事に関し、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア 代表役員等	3箇月以上 12箇月以内
イ 一般役員等	1箇月以上 12箇月以内